

## アンティグア・バーブーダの入国規制措置（12月9日更新）

アンティグア・バーブーダ政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 航空機により到着する渡航者は、乗り継ぎを行う者を含め、入国7日前以内に実施された鼻咽頭、または口腔咽頭スワブ法による RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。

2 12歳未満の子どもの入国については、RT-PCR 検査は必要としない。

3 グレナダ、ドミニカ国、セントルシア、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント、モンセラート、アンギラ、英領バージン諸島、バルバドスから構成される旅行圏からの渡航者（ただし、渡航前に少なくとも14日間継続して、同圏内に居住している必要あり）は、入国7日前以内に実施された RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。到着時にスクリーニングが課されるが、検疫措置は免除される。その他の入国者には、検疫措置が課される。

4 治療等目的での入国者は、入国7日前以内に実施された RT-PCR 検査の陰性証明書の保持が必要。また、以下の手続きを含めた保健省の患者移送規則に従わなければならない。

（1）出身国の医療機関の長から、アンティグア・バーブーダ検疫当局を兼ねる医療機関の長宛ての移送依頼状。

（2）患者の様態、必要とされる治療及び緊急性に係る詳細な医療報告書。

（3）患者の治療にあたる医師名等が記載された、受け入れ機関からの受入承諾書。

（4）予定滞在先住所及び可能であれば連絡先氏名、電話番号の通報。

5 上記旅行圏からの渡航者を除き、船舶により到着する渡航者には、港湾保健局の規則に基づき、検疫措置が課される。入域する全ての小型船舶及びフェリーは、少なくとも到着6時間前までに VHF（ch16）を使用し、港湾当局に連絡しなければならない。

6 全ての渡航者は、入国に際しマスクを着用しなければならず、社会・身体的距離規則を遵守する必要がある、健康申告書の記載、スクリーニング及び検温が到着時に課される。また、同滞在中は、公共の場所では常時マスクを着用しな

ればならない。

7 同旅行圏からの渡航者を除く、その他の渡航者は、到着後最大で14日間は検疫命令及び検疫規則に従い、監視される。渡航者は、入国時ないし宿泊施設での検査を求められることがある。

8 新型コロナウイルスの症状がある渡航者は、保健当局が定めるとおり、隔離される。また、1泊を要する乗り継ぎを行う渡航者等は、出発まで政府が指定する宿泊施設等での待機を要請される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：アンティグア・バーブーダ保健省

<https://www.facebook.com/investingforwellness/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。